

**◆改善事例 ホテル運営会社に対する要請**

事業者名；株式会社名古屋観光ホテル

事業内容；ホテル運営・披露宴、宴会場の運営など

要請対象；披露宴、宴会場の取消料

要請開始日；2018（平成30）年12月18日

要請終了日；2019（平成31）年4月16日

対象条項と申入れ根拠条文（消費者契約法につき「法」という。）：

	Cネット東海の主な申入れ内容	名古屋観光ホテルの回答（結果）
1	<p>◆申入れ内容</p> <p>披露宴の取消料について、  <u>決定日から29日までの場合（①）</u>      <u>申込金の50%</u>  <u>決定日から30日経過後の場合（②）</u>      <u>申込金の全額と実費</u></p> <p>披露宴日の150日以内の場合      申込金の全額と見積金額の10%及び実費  披露宴日の90日以内の場合      申込金の全額と見積金額の30%及び実費  披露宴日の60日以内の場合      申込金の全額と見積金額の40%及び実費  披露宴日の30日以内の場合      申込金の全額と見積金額の50%及び実費  披露宴日の7日以内の場合      申込金の全額と見積金額の80%及び実費  披露宴前日・当日の場合      披露宴見積金額の全額</p> <p>となっているところ、①②について、消費者契約法9条1項に沿う形に改定してください。</p> <p>◆申入れ理由</p> <p>上記①、②については、公益社団法人日本ブライダル文化振興協会作成の「結婚式場・披露宴会場におけるモデル約款」に規定された取消料よりも高額になっているところ、同モデル約款は消費者契約法9条1項にいう「平均的損害」の水準を画するものとなっていると考えられることから。</p>	<p>①、②について、モデル約款に沿う形に改定する。</p>

2	<p>◆申入れ内容 宴会場の取消料について、</p> <p>申込日から <u>61 日前まで (①)</u>      <u>会議室料金の</u> <u>50%</u></p> <p>60 日前から 31 日前まで      見積金額の 30%</p> <p><u>30 日前から 21 日前まで(②)</u>      <u>見積金額の 50%</u></p> <p><u>20 日前から 11 日前まで(③)</u>      <u>見積金額の 60%</u></p> <p><u>10 日前から前日まで(④)</u>      <u>見積金額の 80%</u></p> <p>当日      見積金額の 100%</p> <p>となっているところ、①ないし④について、消費者契約法 9 条 1 項に沿う形に改定してください。</p> <p>◆申入れの理由 1 と同様。</p>	<p>①～③については、モデル約款に沿う形に改定する。</p> <p>④については、近隣の同業他社も同水準であることから、据え置きとする。</p>
---	---	---